

2026年度(令和8年度)

合流改善施設水質試験業務委託

実施設計書

福山市松浜町三丁目及び東川口町一丁目地内

業

合流改善施設3箇所の水質試験を行う(基本水質試験料による単価契約)

年間見込み検体数 350検体

生物化学的酸素要求量(BOD) 350検体

務

浮遊物質(SS) 350検体

内、休日対応 77検体

概

要

仕 様 書

- 1 業務名
合流改善施設水質試験業務委託
- 2 業務内容の細目
 - ア 採水容器の準備
 - イ 検体の受け渡し（中央ポンプ場において行う。受注者の事業所へ搬入する場合がある。）
 - ウ 水質試験
 - エ 試験結果の報告
- 3 業務場所
福山市松浜町三丁目及び東川口町一丁目地内
- 4 検体の概要
新浜ポンプ場放流水、中央雨水滞水池放流水、中央ポンプ場放流水のうち、降雨で稼働した施設の放流水（最大3箇所）を採水する。各採水場所では1回の降雨で最大24検体を採取できる。
- 5 試験項目、検体数及び採水を行う条件
 - ア 試験項目 生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）
 - イ 検体数 1回の降雨で1箇所につき最大24検体（3箇所合計で最大72検体）
 - ウ 水質試験条件 独立降雨（注）の降雨量に基づき、発注者の判断により、実施の有無を決定する。
（注）独立降雨 降雨の前後4時間が、無降雨であるものとする。
- 6 試験方法
試験方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号）によるものとする。
- 7 採水容器の準備
発注者は、受注者へ事前に採水予定日を連絡する。受注者は、各採水場所毎に1番から24番の番号を付加した採水容器を採水当日までに準備して搬入することとする。搬入場所を中央ポンプ場建築物とし、受注者は搬入日を発注者へ事前に連絡することとする。
- 8 検体の採取等
 - ア 採水
発注者が、検体の採水を行うものとする。
 - イ 連絡及び検体の受け渡し
発注者は、受注者に採水予定日を採水日前日までに連絡し、採水日当日に採水予定時間を連絡する。受注者は、速やかに検体を回収するものとする（採水日が休日になる場合や、採水時間が16時以降になる場合は、発注者が検体を受注者の事業所へ搬入することとする）。自動採水器の故障等により採水ができなかった場合は、発注者はその旨を受注者に連絡することとする。
 - ウ 検体の運搬
受注者は、保冷車等により検体の保存を行い、検体運搬中に事故が生じた時は、検体の異常の如何を問わず報告し、異常のある場合は別途協議するものとする。

エ 水質試験

生物化学的酸素要求量（BOD）については、検体回収日の翌日までに水質試験を開始することとする（採水日や水質試験開始日等が休日になる場合は、協議により決めることとする）。浮遊物質量（SS）については、検体回収日の翌営業日までに水質試験を開始することとし、試験開始まで検体を適切に保存することとする。

オ 休日

休日とは「福山市の休日を定める条例」に規定する休日と言う。

9 予定数量

本業務は年間350検体を予定している。ただし、降雨その他の状況により変動する。実際の発注検体数が異なる場合でも同一単価とする。

10 結果報告

受注者は、検体採取後速やかに水質試験を行い、その結果について、検体回収日から2週間以内に濃度計量証明書、水質試験結果の根拠となる書類（濃度計算書）と合わせ、採水場所毎の結果一覧表により報告するものとする。生物化学的酸素要求量（BOD）については試験年月日が確認できる資料を添付するものとする。

11 業務委託料の算出

1検体当たりの水質試験料は、表1に基づき算出する。休日対応追加料金については、生物化学的酸素要求量（BOD）のみを対象とし、試験開始日及び5日後のいずれか又は両日が休日に該当する場合、該当日の検体数に応じて表1の休日対応追加料金の右欄の金額を加算する。

表1 水質試験料の単価

項目	1検体当たりの加算額（円）
生物化学的酸素要求量（BOD）	基本水質試験料×1
浮遊物質量（SS）	基本水質試験料×0.6
休日対応追加料金	基本水質試験料×0.5

注意：基本水質試験料とは、生物化学的酸素要求量（BOD）の単価に該当します。

浮遊物質量（SS）及び休日対応追加料金の単価は、基本水質試験料の単価から算出する。

1検体当たりの基本水質試験料を応札すること。

水質試験1回の交通費は、表2に基づき算出する。

表2 交通費の単価

項目	1回当たりの交通費（円）
採水容器の搬入	基本水質試験料×0.2
採水をした検体の回収	基本水質試験料×0.2

注意：水質試験を実施した件数についてのみ請求すること。発注者が受注者の事業所へ検体を搬入した場合は、その回数について除外すること。

12 業務委託料の支払い

受注者は、毎月末において結果報告が完了した検体について業務委託料を算出し、消費税及び地方消費税を加えた金額を、発注者に請求するものとする。請求は、報告をした翌月5日までに請求書を提出することとする。発注者は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

13 その他

受注者は、本業務における全部又は一部を第三者に委任すること又は請け負わすことを禁止する。そのことが判明した場合、発注者は、契約を解除するものとする。

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。